

○輔仁会激励金に関する申し合わせ（平成1年6月2日施行）

輔仁会激励金に関する申し合わせ

平成元年6月2日
施行

改正	平成10年4月1日	平成15年6月6日
	平成20年6月3日	平成21年6月2日
	平成22年6月1日	平成25年4月1日
	平成28年4月1日	

- 1 激励金は、運動部系、文化部系を問わず地方予選を勝ち抜き、全国大会に出場した者が所属する部、同好会、愛好会（以下「部」という。）に対し、出場者数分（1名につき5,000円）を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方予選に相当する大会がなく、全国大会内で予選及び本選が行われ、予選を勝ち抜き、かつ、本選に出場した場合は、前項の規定を準用する。
- 3 「出場者」には、補欠として遠征する選手と、当該大会出場に伴う業務のため同行するマネージャーも含まれる。
- 4 交付された激励金の使途は、部の判断に委ねる。
- 5 交付要件を満たす部は、大会終了後、その結果を所定の様式とともに根拠資料を添付の上、取扱窓口（大学においては学生課、女子大学においては学生部、各科においては事務室）を通し総務部総務課に願出する。
- 6 全国大会入賞者（3位以内）には、その所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝30,000円、準優勝20,000円、第3位10,000円を交付する。
- 7 全国大会を勝ち抜き、国際大会に出場した場合は、その所属する部に対し、激励金を1名につき10,000円、また、親善試合のみ行われる場合は、1名につき8,000円を交付する。ただし、いずれの場合も10名分を限度とする。
- 8 国際大会入賞者（3位以内）には、所属する部に対し、輔仁会特別賞として優勝50,000円、準優勝30,000円、第3位20,000円を交付する。
- 9 この申し合わせの改正は、輔仁会理事会の議を経るものとする。

附 則

この申し合わせは、平成元年6月2日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成15年6月6日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成21年6月2日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成28年4月1日から施行する。